第十条第五項中「平成十八年四月から平成十九年三月」を「平成二十三年四月から平成二十四年三月」に、「、第二項、第三項及び前項」を「及び前三項」に、「〇・九六八」を「〇・九六四」に改める。

第十一条第二項中「平成十八年四月から平成十九年三月」を「平成二十三年四月から平成二十四年三月」に、「四百十三万九千七百円」を「四百十二万二千六百円」に、「二百五十五万六千九百円」を「二百五十四万六千三百円」に、「二百三十一万三千四百円」を「二百三十万三千九百円」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

4　平成二十三年四月から平成二十四年三月までの間における特例退職年金及び特例減額退職年金の支給の停止に対する前項において読み替えて準用する第十条第一項の規定の適用については、同項第一号中「〇・九七一」とあるのは、「〇・九六四」とする。

第十七条第二項中「平成十八年四月から平成十九年三月」を「平成二十三年四月から平成二十四年三月」に、「〇・九六八」を「〇・九六四」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改め、同条中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

第四条第一項中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九九四」を「〇・九九〇」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十八年四月から平成十九年三月までの間における厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第三十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

2　平成十八年四月から平成十九年三月までの間における平成十三年統合法附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金の支給の停止については、なお従前の例による。

第三条　平成二十三年三月以前の月分の平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例遺族農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第七十四号

漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

施行者	漁港漁場整備事業	国の補助割合
地方公共団体	係留施設（岸壁、物揚場、桟橋又は浮桟橋であつて漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するもの（特に限る。）に係るもの（特定第三種漁港について施行するものに限る。）	北海道にあつては百分の五十五以内（第四種漁港については、三分の二以内）、その他の地域にあつては百分の五十以内（離島振興計画に基づくものにあつては、百分の五十五以内（本土と離島及び離島と離島を連絡する橋については、三分の二以内））
	輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に係るもの	六分の一以内
水産業協同組合	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る。）に係るもの	漁獲物の処理及び保蔵を衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの（特定第三種漁港について施行するものに限る。）にあつては百分の五十以内、その他のものにあつては百分の五十以内
	漁港浄化施設又は廃油処理施設に係るもの	百分の五十以内
	法第四条第一項第二号に掲げる事業で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの	沖縄県にあつては百分の七十以内、その他の地域にあつては百分の五十以内
	係留施設（岸壁、物揚場、桟橋又は浮桟橋であつて漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するもの（特定第三種漁港について施行するものに限る。）に係るもの	十五分の一以内